

ワーキング・ペーパー（2004年5月）

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

CTBT発効へ向けたロードマップ 米国の批准が他の発効要件国に及ぼす影響力の分析

— 政 祐 行

前在ウィーン国際機関日本政府代表部専門調査員

はじめに

包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）は、部分的核実験禁止条約で禁止対象から除外された地下核実験に対してもメスを入れ、包括的に核兵器の実験的爆発の禁止を義務付けつつ、条約の目的を達成するための検証制度を設けることで、核兵器の拡散防止、核軍備の縮小、国際の平和と安全の強化に効果的に寄与する、いわばNPTレジームの大黒柱と位置付けられる。そしてCTBTはあらゆる環境での核兵器の実験的爆発に対して禁止をすると同時に、核不拡散条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons; NPT）で規定された5核兵器国と、その他の多くの非核兵器国も同じ条件にて核実験を禁ずるという意味において、平等条約だと言える。

しかしながら、このCTBT自体が辿った道のりは決して平坦なものではなかった。1994年よりジュネーブ軍縮会議（Conference on Disarmament; CD）にて開始された条約交渉¹は幾つかの局面で難航し、特に核実験を探知・検証する上で重要となる核爆発の定義は明記されないまま、現実的な解決策としてTNT 1 Kt相当の爆発規模以上の核爆発を探知できる検証制度を構築することで、1996年9月の国連総会で最終的に合意され採択された。このTNT 1Ktという規模は、非核兵器国がNPTに違反して核兵器を造った場合、最初に行う可能性のある核爆発実験（10Kt～20Kt規模）が探知可能であるとされるものだ。こうしてCTBTは核の水平拡散の抑止と、核弾頭改良等に伴う核実験の牽制という意味で、限定的な探知能力ながらも、垂直拡散の防止に有効な条約として、NPTレジームの一翼を担う存在となったのである。

折しも1994年から95年に掛けては、NPTの無期限延長問題を巡り、核実験禁止モラトリアムの維持について、米中露英仏5カ国がそれぞれの思惑のもと、水面下で策動していた時期でもあった。CDにおいても、5核兵器国及び当時の核疑惑国（現在は事実上の核兵器国であるインド、パキスタン、イスラエルを示す）を中心に、関係諸国がそれぞれ利害関係上の軋轢を露呈

1 竹内俊隆「包括的核実験禁止条約の交渉経緯と3つの争点」『大阪外国語大学貝田守教授退官記念論文集』1998年118～129頁を参照。1994年1月、CDの核実験禁止特別委員会において交渉が開始された。主要な会議参加国からは条約に定める基本的義務、条約発効要件、現地査察を含む検証手段について様々な思惑が入り交じり、合意形成は困難を極めた。

して揉めた挙げ句、CDでの交渉開始から2年余りに渡る紆余曲折を経て、CTBTは1996年9月10日に国連総会本会議へと持ち込まれ、最終的に条約は採択された。そして、同年11月19日には署名国会議の場にて包括的核実験禁止条約機関準備委員会（以下CTBTO準備委）の設立²が採択されることとなった。

このようにしてCTBTは署名開放されたものの、様々な政治的要因から、条約発効要件国のうち12カ国が未批准（2004年2月末時点）であり、未だに発効しない状況にある³。CTBTの第14条2項には、条約が署名開放後3年を経過しても効力を生じない場合、寄託者は既に批准書を寄託している国の過半数の要請によってこれらの国の会議（以下、CTBT発効促進会議）を招集すること、そしてCTBT発効促進会議は条約の早期発効のために、国際法に適合するいかなる措置をとることができるかについて検討し、及びコンセンサス方式によって決定すると規定されている。更に、同第14条3項では、「この手続きは条約が発効するまでの間、条約の署名開放の日に対応する各年の日について繰り返し適用される」としている。軍縮条約として極めて特異なこのCTBT発効促進会議も、2003年9月の開催をもって第3回目を数えたが、条約発効にはこの先尚も時間を要するものと見られている。

本論文では、CTBTを取り巻く様々な状況を考慮しつつ、第三回CTBT発効促進会議以後の国際情勢に基づき、今後の条約発効に向けたアウトリーチ活動への政策提言を試みる。そのためにはまず発効要件各国の政治的背景について概観する。各論に入る前段階として、本論文ではその影響力の大きさに鑑み、特に発効の要と思われる米国に焦点を当て、同国の核不拡散政策上でのCTBTの位置付けについて考察する。そして将来的な条約発効へのロードマップに繋がるものとして、米国以外の未署名・未批准国11カ国それぞれを3つのステージに分類し、米国の行動と地域の情勢が各発効要件国の批准に及ぼすインパクトについて個別に分析を行う。尚、本論文は筆者個人の見解であり、外務省の見方とは一切関係が無いことをはじめに断っておきたい。

2 “Resolution Establishing the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear- Test-Ban Treaty Organization” (CTBT/MSS/RES/1)参照。1996年11月19日国連総会にて決議された。

3 CTBTの発効要件国として条約附属書2に定義されている44カ国は、1996年6月18日時点のCDメンバー国であって1996年のCD会期に参加し、1996.4版IAEA「世界の動力用原子炉」表1に記載されており、そして1995.12版IAEA「世界の研究用原子炉」表1に記載されていることの条件を満たしている国々である。国名及び署名・批准状況は以下のとおり。アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国（未批准）、コロンビア（未批准）、北朝鮮（未署名/未批准）、エジプト（未批准）、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド（未署名/未批准）、インドネシア（未批准）、イラン（未批准）、イスラエル（未批准）、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パキスタン（未署名/未批准）、ペルー、ポーランド、ルーマニア、韓国、ロシア、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国（未批准）、ベトナム（未批准）、旧ザイール（現コンゴ民主共和国（DRC）未批准）。

1 条約発効要件の背景について

最初に、現在CTBTの発効要件国を取り巻く状況について概観する。そもそもCTBTの発効要件国については、1995年から96年にかけての条約交渉時に単純締約国数方式(ある一定の署名・批准国数をもって条約発効に至る方式)か、或いは5核兵器国及び事実上の核兵器国の全てを発効要件国とする方式かを巡って議論が紛糾し、最終的に現在の44カ国方式に落ち着いた経緯がある。即ち、条約の付属書 に記載された発効要件国の44カ国、特に5核兵器国と事実上の核兵器国とを現地査察を前提としたCTBTレジームにはめ込むことこそが、取りも直さず条約の趣旨、即ち「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する」(第1条1項)とともに、「この条約の遵守について検証するために、(a) 国際監視制度 (b) 協議及び説明 (c) 現地査察 (d) 信頼の醸成についての措置から成る検証制度を設ける」(第4条1項) ことの実現に必要な条件であった。

これは逆に言えば、発効要件国44カ国には発効に対する拒否権が与えられたことにも等しく、条約発効までのハードルが非常に高くなる条件である。この高いハードルに加えて、条約が署名開放されてからわずか2年後にインド、パキスタンの核実験が行われ、CTBTの発効手続きは大きな困難に直面することになった⁵。また、最近では2001年に米国が、CTBTの検証手段の「最後の砦」である現地査察 (On-Site Inspection; OSI) の関連技術、及びその予算に対して今後一切貢献をしないこと⁶、そして条約の発効促進に対する国際会議をボイコットすると発表⁷した。このニュースは1999年の米国上院によるCTBT批准拒否や、昨今のブッシュ政権下での核戦力態勢自体の見直し⁸、また小型核兵器の開発問題⁹とも相まって、世界最大の核兵器国で

4 堀江訓「包括的核実験禁止条約 (CTBT) の現状と展望」『軍縮・不拡散問題シリーズ』No.9、2000年11月、4頁参照。

5 このときにインド、パキスタンが国際社会、特にNPTレジームに対して突きつけたのは、核保有5カ国に対する不平等感であり、二国の核実験を未然に説得・阻止できず、また条約未加盟の潜在的核保有国に対して国際社会が無力であったという事実であった。

6 2001年8月、米国はIMS、IDC及びGCI(グローバル通信基盤)からなる国際監視網以外の検証措置、即ちOSIシステムの設立については、今後分担金を支出しない旨宣言した。尚、この時にCTBTの批准を再考しない ("This approach is in accordance with the U.S. position that it has no plans to reconsider the CTBT for ratification.") とも明言している。

7 Kimball, Daryl "Focus: The Test Moratorium's Uncertain Future" Arms Control Today, May 2002. を参照。

8 Christine Kucia "Congress Approves Research on New Nuclear Weapons" Arms Control Today, Arms Control Association, June 2003. <http://www.armscontrol.org/act/2003_6/newnuclear_june03.asp?print/>

9 2003年5月9日、米国上院軍事委員会では、TNT火薬換算で5キロトン以下の核兵器開発研究を禁止したスプラット・ファース条項 (The Spratt-Furse Law . 本条項の意図についてはFuerth, Leon "Return of the Nuclear Debate" The Washington Quarterly Autumn, 2001 pp108を参照) の廃止が盛り込まれた国防権限法案・国防予算案が可決され、更に2003年9月16日に、上院で民主党から提出されていた核

ある米国がCTBTに背を向けようとしている事実を浮き立たせた。そしてこれら一連の米国の行動が、結果的に本条約の発効促進のモメンタムに対して、今後大きな影響を及ぼすと考えられているのである。

2 米国の核不拡散政策におけるCTBTの位置付け

2003年9月にウィーンで開催された第三回のCTBT発効促進会議において、米国からはハイレベルはおろか、現地米国代表部員の出席すらも実現しなかった¹⁰。このような状況にあって、米国ブッシュ政権のCTBT離れをして、CTBTのみならずNPTレジーム自体の枠組が揺ぐとする懸念¹¹も表出しはじめている。

本論文では、米国の批准は、他の発効要件国に対して、程度の差はあれども総じて多大な影響力を及ぼすとの前提のもと、CTBT批准の「第2ステージ」以降は特にそれが不可欠のものになると位置付けている。この前提は、最大の核兵器国である米国がCTBTへ回帰し条約批准を果たせば、それを皮切りとして中国、インド、パキスタンそしてイスラエル等、残りの発効要件国の批准は、現状に比べてより容易なものになるとの見積もりに基づいている（詳細は後述する）。

そもそも、米国はCTBTの検証制度のうち、特に国際監視制度（International Monitoring System; IMS）の能力を一貫して評価してきている¹²が、他方でOSIについては効果的な査察の実施を求めつつ、自国の機微な施設へのアクセスを強く危惧するという相反する姿勢を示してきた。そして、結果的に2001年8月のCTBT準備委員会において、IMS、IDC及びGCI（グローバル通信基盤）からなる国際監視網以外の検証措置、即ちOSIシステムの設立については、

開発関連予算の大幅カットを求めた修正条項が賛成41票、反対53票にて否決された。

10 参加国107カ国中、外相級の出席が8カ国、国務大臣以下政治家の出席等、比較的高レベルでの出席が20カ国であったが、我が国からは川口順子外相が出席した。議長国はフィンランドが務めた。各国の代表が行う一般演説では参加国中の第一番に川口外相が演説を行うなど、CTBTに対する日本のコミットメントとプレゼンスを強く印象づけた。

11 Graham, Thomas and Scheinman, Lawrence 'Non-Proliferation and the Test Ban Treaty' CNS Monterey Institute of International Studies, 2003. <http://cns.miis.edu/research/testban/np_tbt.htm>

12 クリントン政権時代に提出された全米科学者協会報告では、IMSとIDCの観測データ収集・管理機能に対して高い評価を下している。National Academy of Science "Technical Issues Related to the Comprehensive Nuclear Test-Ban-Treaty" The National Academies Press, 2002.尚、全米科学者協会報告自体の背景に対する分析としては、フィンドレイの先行研究（Findlay, Trevor "Verifiability of CTBT: The Report of the Independent Commission" Disarmament Policy No.51, October 2000. <<http://www.acronym.org.uk/dd/dd51/51ctbt.htm>>）がある。また、ブッシュ政権がIMS・IDCに対して依然関心を有し、かつ支援し続けていることについては、キムボールの先行研究（Kimball, Daryl "Maintaining U.S. Support for the CTBT Verification System" Presentation for the VERTIC Seminar CTBT Verification, Achievements and Opportunities. March 18, 2002. <<http://www.armscontrol.org/aca/ctbtver.asp>>）に詳しい。

今後分担金を支出しない旨宣言した¹³。この米国の分担金（米国分担額全体の凡そ5%）支出停止行為は、国連方式によって実質毎年未払い分が蓄積（2003年6月6日現在、米国の分担金未払い率は7.75%）される現制度において、およそ26年後には分担金未払い額が1年分（100%）に相当する目算となり、その場合にはCTBTO準備委員会における米国の投票権失効が確定することになる。

尚、ここでOSIを取り巻く状況について若干整理しておく、まずOSIとは検証制度において唯一、条約発効後に初めて実施可能になるものと位置付けられている。2004年現在、策定プロセスの最中にあるOSI運用手引書は、法的・技術的要素が複雑に入り交じっており、米国の不在に加え各国の政治的な思惑により議論の足並みも揃わず、目下完全に遅滞した状態¹⁴にある。

(1) 米国とOSIを巡る根本的課題

米国のOSIに対するスタンスを表す一つの事例として、ここに非常に示唆に富んだケースがある。OSIから米国が撤退するより以前に、彼らが積極的に導入を主張していた機器及びその機能として、ブラインディング（Blinding）と呼ばれるものがあった。これは、OSIで核実験の痕跡を探知するために必要な放射性核種の線スペクトル測定装置に対して、「核実験が行われたことを証明するために必要な元素のみ情報を収集し、核実験に関係のない情報については目隠し（Blinding）する」ことを意図したものである。この主張に対する一つの解釈としては、米国等は核実験に使用した高濃縮ウランあるいはプルトニウムに関するデータを、査察に際して開示したくない¹⁵と考えていたことが指摘できる。このことを裏付ける事例としては、核爆発実験の検証に直接関連のない放射性核種は査察測定対象から除外し、核兵器開発体制の実体や技術を目隠しするための技術開発を要求していた¹⁶ことが挙げられる。このように、元々

13 “Statement by Ambassador Stephen J. Ledogar (Ret.), Chief U.S. Negotiator of the CTBT, Prepared for the Senate Foreign Relations Committee Hearing on the CTBT”, October 7, 1999.

<<http://www.fas.org/nuke/control/ctbt/text/100799ledogar%20.htm>>

14 OSI運用手引書（案）の策定の遅れに関する問題について、2003年5月に初の外部評価が行われ、その策定を加速するためにPTSのリソースを有効活用し、現在進められている第一読を早期に終了し、第二読のペースを策定すること、2007年には大規模なOSIフィールド実験を行い、OSI運用手引書（案）の問題点を明らかにすると共に、OSI実施関連事項の整備に関する問題点を明らかにすること、CTBTO準備委・作業部会Bは、OSI全般の整備計画を具体化せよなどの提案がなされた。

15 これらは核爆発を起こす核物質であり、CTBTで探知しなくてはならない核爆発実験そのものとの関係が無い。（或る国は核兵器に使用しているウランあるいはプルトニウムの組成を国の安全保障にかかる機微情報としている。）

16 小山謹二「包括的核実験禁止条約（CTBT）- その後の経過と査察制度についての検討状況（その7）-」『核物質管理センターニュース』Vol.31、No.2、2002年2月、3頁参照。OSIでの使用を想定してはいるものの、適切な機器が市場に流通していない可搬型の希ガスサンプル解析装置や、「目隠し」機能付きの線弁別分析器等は、最悪の場合自前での開発（In-House Development）が必要であるとする。しか

米国等はOSIの実施内容に様々な条件付けを図ってきた経緯があり、自国内への査察チームの立ち入りに関しては、事実上の核兵器国以上にセンシティブになっているとも考えられる。

OSIに対して否定的な対応を採る別な要因としては、執行理事会の意思決定が正常に機能するかどうかについて、米国が懐疑的であることも指摘できよう。条約の規定では執行理事会は、現地査察の履行の要否を決定し（条約第4条D第46項）、査察が行われた場合は査察結果に基づき、核実験が行われたか否かの最終的な判断を行い、それによって適当な措置を採るとしている（条約第4条D第65項）。

執行理事会はそのメンバーを地理的配分で割り振っているため、G77（途上国グループ）及び中国がその半数を占める可能性が非常に高い（表を参照）。執行理事会の決定として、OSIの発動及びOSI終了後の執行理事会における最終判断を行う際に、全51カ国中30カ国以上の賛成票（条約第4条第46項及び条約第2条36項）が必要となる。この時、条約違反の核爆発実験が行われた疑いがあると決定する場合、或いはOSIが実施され査察結果を審議する場合に、最終的な白黒の判断の局面で、賛成票数によっては政治的に黒が白、或いは白が黒へ逆転することも起こり得る。これについては、一国一票が原則の国連総会の意志決定方式において、大国である米国の意向よりも、数で勝る中小の開発途上国の総意が通りやすいという過去の例¹⁷と同様に、米国はCTBTの最終意思決定過程において、意に添わぬ事態を招くことを危惧している可能性がある。そのため、米国をCTBTに回帰させるには、まずこれらの問題解決の糸口を見つける必要がある。

表．条約附属書1の地域別執行理事国割り当て数及びG77及び中国の占める割合

	条約附属書1（第2条28項）で規定する地域に属する国の数	同地域から執行理事会入りできる国の数	G77及び中国参加国数（括弧内はG77及び中国が地域に占める割合）
アフリカ	53カ国	10カ国	53カ国（100%）
東欧	22カ国	7カ国	3カ国（14%）
ラ米及びカリブ	33カ国	9カ国	31カ国（94%）
中東及び南アジア	26カ国	7カ国	19カ国（73%）
北米及び西欧	28カ国	10カ国	2カ国（7%）
東南アジア、太平洋及び極東	31カ国	8カ国	21カ国（68%）

出典：G77及び中国の国連公式Webページを元に筆者作成。<http://www.g77.org/main/gen_info_2.htm>（2003年9月30日ダウンロード）

し、昨今のCTBTO準備委の緊縮財政を鑑みるに、こうした大幅なコスト増を通常予算の枠内で吸収できるか否かは甚だ疑問である。

17 Paul A. James "Talking points on the UN financial crisis" Global Policy Forum <<http://www.globalpolicy.org/vigil/talkpoi.htm>> を参照。国連総会における米国の単一主義的行動（国連離れ）と年々高まる国連分担金滞納の傾向はここ数年指摘されている問題である。

(2) 核兵器ストックパイルの品質保証と小型核兵器開発問題

米国は世界最大の核兵器国であり、歴史的に見ても1945年から1997年までで把握されているだけでも、通算1030回もの核実験を繰り返している。1995年8月にゼロイールド¹⁸なる概念が提案され、その概念の導入へとCDの姿勢が転換するまで、米国はCTBTに脱退条項を盛り込むこと、そして国防総省提案としてTNT換算で出力500トンまでを核爆発実験の例外として認めるよう主張を行っていた¹⁹。この主張は、核爆発実験を行うこと無しに、データシミュレーションのみで備蓄核兵器の信頼性・安全性を検証する、所謂「ストックパイルシュアードシッププログラム²⁰」と、「条約の対象である事項に係る異常事態が、自国の至高の利益を危うくすると認める場合に条約から脱退できる」とするCTBT脱退条項（現在の第9条第2項の規定に該当）という、言うなれば将来の核実験再開に向けた万一の布石であったとも言える²¹。

即ち、如何に核実験モラトリウムを声高に主張してはいても、その根底において米国は自国の核戦力の優位が保たれること、また将来的に、必要に応じて新たな核開発への方策が確保されることの2点を、その死活的利益として案じていたと考えられる。尚、米国民主党と共和党の政策的判断の違いについて議論するのは本旨では無いため避けるが、両党の主張する米国にとってのCTBTの位置付け²²も、上記とに極めて密接に絡み合っている。

こうした、純粋な現実主義的解釈に則った政策分析がある一方で、米国のグラハム(Graham)元在ウィーン米国代表部大使のように、国際レジームに対する協調主義的な政策判断から、

18 「ゼロイールド」はCDにおいて造られた新語であり、核爆発の定義と同様に定義はされていない。しかし、核爆発実験により生じる放射性核種が一切外部に漏れない（OSIでも探知できない）核爆発実験と解釈され、未臨界実験が核爆発に属さないことを明確にする逃げ道として核兵器国が提案し、導入された概念である。（小山勤二軍縮・不拡散センター客員研究員私信）

19 梅本哲也「米国におけるCTBT批准審議」『軍縮・不拡散シリーズ』No.3、2000年2月、2頁参照。

20 “US Department of Energy Press Release: Subcritical Experiments” The Acronym Institute Disarmament Diplomacy Issue, No.14 April, 1997. <<http://www.acronym.org.uk/dd/dd14/14press.htm>>を参照。ストックパイルシュアードシッププログラムは、未臨界での核実験と平行して実施されている。

21 Deibel, Terry ‘The Death of a Treaty’ Foreign Affairs, Sep-Oct 2002, pp159. クリントン政権がCTBTを推進した背景には、その必要条件としてストックパイル管理計画が計算通り機能すること、CTBTの監視及びチャレンジ査察が機能すること、将来的なCTBTの効能として、核実験抑止のみならず、うまくすれば戦争抑止の効果（注；核軍備の縮小及び核不拡散のための効果的な措置となる（条約の前文））をもつこと等の期待があったと指摘している。

22 Deibel前掲pp142-161を参照。CTBTの批准の是非を巡る両党の見解は、共和党が核実験を行うこと無しにストックパイルの性能や安全性の担保・検証が不可能であること、そのためCTBTを批准してしまった場合、米国の核抑止力は時間とともに低減すること、CTBTの監視及び検証能力には疑問が持たれること等、トータルで米国の安全保障環境を損なうとの認識である。他方民主党では、核抑止力上の優位が既成事実である以上、むしろ核の水平拡散の防止に貢献するCTBTの発効促進に梃子入れした方が、最終的には米国の安全保障上のメリットも大きく、かつCTBTの検証措置は国家安全保障上の情報収集手段としても非常に有用であるとしている。

CTBTへの回帰を主張する意見も依然根強い。グラハム元大使は、米国上院の批准拒否に端を発するCTBT発効へのモメンタムの低下は、最終的にインドやパキスタンの核実験再開²³や、米国が危惧しているイランやイラク、リビアやシリアといった国々における核実験の強行、ひいては東アジアにおける核拡散のドミノ現象（日本、韓国を含む東アジア諸国の核オプション）にすら繋がる恐れがある旨を指摘している。

CTBTの批准について米国上院での審議は依然として棚上げ状態²⁴である。今後審議が再開され、その結果がCTBTへの復帰であろうと、或いは完全な条約脱退であろうと、核実験モラトリアムを巡る問題やNPTレジームとの相関等に、畢竟何らかの変化が生じることは避けられない可能性が高い。場合によっては、将来的に米国のCTBT政策が原因で、最悪NPTレジームを破綻へと導いてしまう可能性も決して低いとは言えず、そうなればユニラテリズムの結果というだけで済まされる話では無くなる。CTBTが未臨界核実験を禁止していないことを踏まえ、米国に対してはNPT第6条及びCTBT前文の精神をその建前として守る一方で、同時に核戦力保持のためのマネジメントも行える²⁵よう、周辺諸国から継続的に働きかけを行ってゆく必要がある。

3 CTBT批准のロードマップ

CTBT発効について、その影響力を考慮すれば、米国こそ正に発効の要であることは前述したとおりである。ここからは、条約付属書2の12カ国の署名・批准をどのようにして取り付けてゆくかについて、具体的なCTBT発効のロードマップへ至る3つのステージに関して考察する。以下、大きく3つに分けて（1）国内手続きの問題等が主で、未だに批准できていない国をロードマップ上での第1ステージ、（2）国内的・対外的な障害があるものの、米国より前に批准が可能である国を第2ステージ、（3）米国の批准と同時、若しくはその後でなければ、条約に前向きな姿勢は示されないと思われる国を第3ステージとして扱う。

23 Meier, Oliver “The CTBT Verification System: Entering Rough Waters?” VERTIC Briefing Paper. September, 2001.

24 Masahiko ASASDA “CTBT: Legal Questions Arising from its non-Entry-Into-Force” Journal of Conflict and Security Law, 2002 vol.7 No.1, 85-122.を参照。

25 Scheinman, Lawrence “Issues & Analysis Comprehensive Test Ban Treaty (CTBT)” NTI Research Library. April 2002. <http://www.nti.org/e_research/e3_9b.html> シャインマンは米国にとって、CTBTは 国際安全保障環境を激変させる要素、即ち大量破壊兵器の獲得によって米国を脅かさんとするいくつかの国々や、或いはテロリストといった非国家主体に対して、米国が地下深くにある施設を核攻撃する能力を保有すべきとの認識立てば、核実験のモラトリアムは極めて注意すべき問題であり、国家安全保障の根幹とも言える核のストックパイルの管理に対して、CTBT賛成派は管理が有効に機能することを前提とするが、それと同時に特定の核兵器の性能を確認するために、核実験の実行もやむをえないという場合には、条約CTBTを脱退することも認められる、 低出力での実験について、核兵器技術に優れた国であれば周辺国にも探知されることなく、ストックパイルの検証並びに新型核兵器開発のための実験も可能であることを指摘している。

(1) 第1ステージ：コロンビア、DRC、インドネシア、ベトナム

コロンビア、DRC（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）、インドネシア、ベトナムは、比較的批准のための国内条件を満たしやすい分類に入る。尚、これらの国々は程度の差こそあれ、米国のCTBTに対する動向に注目している旨、これまでも公式声明を発表している。しかしながら、米国の影響力という意味では、いずれの国も米国の批准が絶対先決だとしている訳ではない。そのため第1ステージの4カ国は、第2第3ステージの7カ国と比較すれば、相対的に批准の条件が達成し易い国々だと考えることができよう。

とりわけコロンビアは、分担金の滞納問題²⁶を除けば国内の批准に向けた手続きが完了している。同国はG77の後ろ盾のもと、自らの分担金滞納について、これまでに累積分の帳消しを求めているが、現状で事務局側がこれを認めることは不可能に近い。一時はコロンビアのための任意拠出・特別基金を設置するプランも考えられたが、例外的措置の実施は各国の分担金滞納に拍車をかける恐れもあり、また特別基金を当てにした模倣的な後続国が出現する危険性も孕むため、結局実現していない。こうしたことから、最終的にはコロンビアが自国内で特別措置を講ずる以外、本件解決の手立ては無いといえる。そして逆に手立てがないからこそ、ここは敢えてコロンビアに対して特別扱いをせずCTBTにコミットさせ続け、将来的にCTBTの発効へと国際的なモメンタムが高まった際に、同国が批准へと踏み切れるよう、各締約国が継続的な働きかけを行うことが最も近道となるであろう。

DRCは、かつてカビラ大統領がCTBTの批准に対して前向きな態度を示していたが、2001年1月の同大統領の暗殺後、息子のカビラ将軍がその後を継ぎ、やや先行き不透明な状況にある。同国のオキトゥンド外相は反体制サイドの出身であり、カビラ大統領暗殺前のように、必ずしも大統領からのトップダウンにて条約批准が行われる環境ではなくなっている。また国内問題が深刻化していることもあり、CTBT批准が同国の解決すべき政策課題の序列上、決して上位にはなっていないであろうことが推測される。しかしながら、同国としてCTBTに反対する理由は目下見あたらず、国内の秩序回復が実現した暁には、批准に向けたプロセスが一気に進むものと思われる。

インドネシアでは、既に外務省から大統領府へCTBT批准を勧める報告が提出済みであり、現在は国会において批准をいつ議題に挙げるかが時間の問題になっている。インドネシアの周辺には核武装を目論んでいる国がある訳ではない。寧ろ同国領土は世界有数の地震帯付近に位置することもあり、IMS観測データを民生利用し、防災に役立てることが、まずは実利に繋がる。このようにIMS整備の進展とその関連情報の公開により、地震災害の低減化に繋がる施策の立案が可能になることを踏まえると、インドネシアは本来的にはCTBT批准に対して肯定的

26 国内法により、未発効の国際機関に対して分担金を支払うことができないとする対応を一貫して通している。

な動機を有している国である。

ベトナムでは、昨今の米国の姿勢が同国のCTBT批准の障害となっているとしているが、その一方において、国内関係省庁間で批准に向けたコンセンサス形成の努力も継続して行われているともされる。ベトナムでは先に挙げたインドネシアと同様に、CTBTの批准が同国の国益を損ねる要因にはなり難いと考えられる。CTBTへの理解を一層深められるよう、今後特に同国のハイレベルに対して、周囲から根気強くアウトリーチ活動を展開できるのであれば、ある意味で批准は時間の問題だとも言えよう。

尚、このインドネシアとベトナムに共通するポイントとしては、双方とも地震の脅威に晒された地域であり、IMS観測データを地震災害等の低減化に役立てることができること、「東南アジア平和・自由・中立地帯条約²⁷」(Zone of Peace, Freedom and Neutrality in South East Asia; ZOPFAN)を支持し、「東南アジア非核兵器地帯条約²⁸」(Southeast Asia Nuclear Weapon Free Zone; SEANWFZ)の参加国であると同時にNPT締約国でもあることから、今後CTBTの趣旨について国内ハイレベルの理解が得られたならば、批准への障害は少ないものと考えられる。まず、に着目すれば、IMSデータの集積・分析を担う国際データセンター(International Data Center; IDC)が現段階で既に整備・試験運用を進めており²⁹、實際上核実験探知等によって発生する異常事象の探知のみならず、地震情報等の民生分野への応用³⁰においても十分に価値のある情報ソースとなっている。このことは、昨今CTBTのアウトリーチ活動の看板ともされている³¹ため、ベトナムやインドネシアに対してもこのルートを通じて批准を促すことが上策である。また については、CTBT批准済みのSEANWFZ締約国であるカンボジア、ラオス、フィリピンやシンガポール等の国々とCTBTO準備委とが連携することにより、インドネシアやベトナムの批准を政治的に後押しすることを考慮すべきであろう。

27 ASEANが東南アジアへの域外国の如何なる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立する意図にて、1971年「クアラルンプール宣言」として採択された。

28 1995年12月のASEAN首脳会議において、ZOPFAN構想の実現のための一環で、東南アジアにおける非核化に向けた地域協力のための国際的合意として東南アジア10カ国により署名された。

29 条約第4条第1項に記された”At entry into force of this treaty, the verification regime shall be capable of meeting the verification requirements of this treaty.”の文言によって、IMS及びIDCは条約発効前の試験運用を行っている。

30 途上国を主な対象に、発効促進のアウトリーチ活動の一環として検証技術を民生応用するアプローチがアピールされており、関係各国の関心も高まりつつある。CTBTの検証技術の民生応用については、Marshall, Peter “CTBT: The Arms Control Holy Grail” <http://www.ctbto.org/reference/outreach/31202_issue1_spectrum_internet.pdf>を参照。

31 2003年9月3日から5日にかけてオーストリア・ウィーンで開催された第3回CTBT発効促進会議においても、検証技術の民生応用に焦点を当てたセミナーが3日と4日の両日に開催されており、主に開発途上国を対象にして自然災害に対する情報収集・予防措置といった目的に、CTBTの検証技術が有効に機能することをアピールしている。こうしたアウトリーチは近年条約のモメンタム維持の観点から、準備委においても非常に重視されてきている。

(2) 第2ステージ：中国・イラン・北朝鮮

中国は核実験のモラトリアム維持と、CTBT早期発効への支持を公式に表明しており、既に全国人民代表者会議にて批准に関する審議を行っているともされるが、その進展については余り芳しい状況にないと言える。

こうした中、OSI運用手引書策定の議論において、昨今中国の姿勢に若干変化がみられることは特筆すべきであろう。OSIに対し、中国は米国と同様に、自国の核開発技術・軍事商業上の機微情報保護の観点から、これまでOSIの運用手引書の作成について非常に消極的な対応³²をとっていた。しかし2002年以降、これまでは被査察国としてのみの立場からOSI運用手引書策定に臨んでいた中国が、時には査察を行う側の視点にも立って議論に参加するようになってきている。

あくまで小さな変化ではあるが、CTBT未批准の核兵器国として、中国が条約へのコミットメントを強めることは、即ち米国に対する国際的な圧力が強まることに他ならない。ましてや、中国は条約交渉時に米国が付属書の発効要件国の設定上、「絶対に発効要件国リストから落とせない」としたとされる国³³である。CTBT批准を巡り、中国が国際的な威信（Prestige）の効用を最大化しようとするならば、米国に先んじて条約を批准することこそが何をおいても得策となろう。

イランは、2002年に浮上した地下の濃縮ウラン施設及び重水施設の問題や、独自に核燃料サイクルを実用化させる意思があったと指摘されるなど、未だに核開発オプションが疑われている国である。OSIの運用手引書策定プロセスにおいても、被査察国の権利の強化に向けて一貫した姿勢を示している³⁴。CTBTの批准については、過去にイスラエルや米国の未批准を理由に、自国の批准の先延ばしを仄めかしたこともあった。しかし昨今のイランの事情を鑑みるに、先のイラクでの大量破壊兵器開発疑惑に対する米国の苛烈な行動がもたらした影響に押されているのに加え、国際社会からの疑惑に対して説明責任を果たすべく、IAEAの追加議定書受け入れを巡り、対応を迫られているのが現状である。そこで、CTBTの関心国としては、IAEAの追加議定書の締結とも絡めて、この機に乗じてイランに対して特に時間を掛けて、周到なアウトリーチ活動を行うことが肝要かと思われる。

北朝鮮のCTBT署名・批准に関しては、これまでのところ国際社会は何ら明確な反応を引き

32 Tariq, Rauf “Test Ban Treaty; Asian Concerns” CNS Reports, August 1996. <<http://cns.miis.edu/pubs/reports/ctbt.htm>>

33 CTBTO準備委関係筋より筆者聴取（2003年10月）。

34 OSI運用手引書のイニシャルドラフトローリングテキスト（IDRT）は、各国のコメント、多数の鍵括弧が付加され、頁数が大幅に増加したのみならず、文言の趣旨すら把握できないほど煩雑な代物となっており、第一読・策定プロセス見直しの必要性が指摘されて久しい。イランとイスラエルは、頑なまでにIDRTに固執する姿勢を示している。

出すには至っていない。そもそも同国との交渉・アウトリーチのチャンネルを誰が持つのかという問題もある。北朝鮮がこれまで、核開発問題については米国とのみチャンネルを開く旨主張してきた³⁵点を考慮すれば、CTBT発効のロードマップとしては、同国の署名・批准は、米国の条約批准と同時、若しくはその後になるとの見方もできる。しかし他方では、昨今の深刻な食糧危機・エネルギー危機を梃子として、核開発の一環として核実験等を突如カードとして切ってくる可能性も否定できない。

CTBTに対する姿勢が不明瞭である以上、北朝鮮に対する具体的なアプローチを検討するのは現時点では困難である。しかし、同国のNPTレジームへの復帰、及びIAEA査察官の再受け入れといった機運に乗じて、CTBTも署名・批准を取り付けられるよう検討すべきかと思われる。

(3) 第3ステージ・パラレル1：イスラエル・エジプトへのアプローチ

第3ステージについては、地域の安全保障問題と密接に関連する性質上、インドとパキスタン、エジプトとイスラエルの2国間を、米国がシャトル外交によって説得して回ることが不可欠と判断するため、特に各々パラレルでのアプローチを提言したい。

CTBT批准を巡り最も困難が予想されるのは、長らく続く地域の緊張状態に鑑みても、イスラエルとエジプトの二カ国となるであろう。イスラエルの公式声明によれば、同国はOSI制度の整備状況³⁶と、中東地域の条約の批准状況を睨みつつ、自国の批准を検討するとしている。前者については、実際にレビ元外相から河野元外相宛に発出された書簡（1999年11月12日）において、イスラエルがCTBT発効について活発かつ積極的な役割を果たす用意はあれども、批准自体はCTBTO準備委でのOSI運用手引書の検討結果に依るところが大きい旨言及している。一方、後者については中東和平の進展に依存する部分が大きく、周辺のアラブ諸国からのイスラエルNPT未加入に対する風当たり、そして同国の核兵器保有に対する周辺からの強い猜疑によって繰り返される非難に鑑みても、現状の打開は極めて困難だと言わざるを得ない。

イスラエルは元々OSIのイニシャル・ドラフト・ローリング・テキスト（1997年、5核兵器国とイスラエルが中心となり、ロシアのタスクリーダーによる調整の下で、577頁からなるドラフトのOSI運用手引書として作成された。以下IDRT。）作成時に中心的な役割を果たした国³⁷

35 2003年8月末に6者協議に応じて以降も、核開発を含む安全保障問題は米国との2国間対話を強く望んでいる。

36 OSI運用手引書策定にかかるタスクの下で審議しているWGBの会合において、最もディフェンシブな姿勢が強い国の一つがイスラエルである。頑なにまで守りに入ったその姿勢は、2003年9月時点で7回の会期を重ねた作業部会Bの審議において、その姿勢は当初と変わっておらず、むしろ運用手引書をより煩雑かつ、膨大なドキュメントに仕立て上げ、その策定プロセスを混乱に導こうとする意図が見え隠れしている。

37 現在のWGBでOSIのセッションに積極的に寄与している条約の付属書 未批准国の一つでもある。CTBTO準備委・暫定技術事務局（PTS）のOSI局の運用訓練課課長（「管理されたアクセス」や査察側と

であり、被査察国の権利擁護、とりわけ管理されたアクセス（Managed Access）と機密情報（Confidential Information）に関する取り扱いには、一貫して非常に慎重な対応を採っている。そもそもイスラエルは国土の縦深性に欠けるため、被査察国の立場になった場合を想定すると、条約に規定された1000平方キロメートルの査察エリアは、同国領土の3分の1近くに該当する。その点について、かねてより領土内の軍事要所が明るみになることを懸念し、GPS（Global Positioning System）等の査察関連機器が領土内に持ち込まれること、そしてOSIの制度自体が濫用されることに対して強い警戒感を示している。

エジプトのスタンスとしては、NPTに未加入で、かつCTBTの批准にも踏み切っていないイスラエルの態様を問題視しており、イスラエルが批准するのを待つという状況下にある。エジプトは過去何度も、NPT未加入のイスラエルを非難する発言を繰り返しており、IAEAの包括的保障措置協定普遍化の議論、そして中東和平問題とも絡めての対イスラエル包囲網を固めようとしている。また、そもそも昨今の中東情勢に鑑みれば、自らは核兵器を保有していないエジプトが、事実上の核兵器国であるイスラエルに先んじて条約批准に踏み切る可能性は、非常に低いと言わざるを得ない。

こうした両国のCTBTの批准問題に対して、双方の態度を軟化させるためには、米国の存在を欠かすことはできない。冷戦後10年以上にわたり、中東和平交渉は米国のシャトル外交を基本に行われてきた経緯があり、更にイスラエルに対して最も強い影響力を持つ国が米国であることには説明を要しない³⁸。

CTBT批准に向けて、イスラエルを取り巻く中東情勢の安定化こそが、まずは最も有効な処方箋であろうし、そのためには米国の仲介が必要不可欠である。地域情勢が安定化してゆけば、国内の安全保障に関する議論の展開如何で、イスラエル側の対応が大きく変化することも予想される³⁹。

同時に、イスラエルは米国同様に、OSIを巡る議論の先行きが批准に影響を及ぼす国であることも考慮しなくてはならない。イスラエルは、OSIが同国の国家安全保障に直結することを深く認識しており、「管理されたアクセス（Managed Access）」の解釈問題や、GPS等の測位衛星を使用した領土内での位置確認には特に強く警戒する。2 - 1の表に明らかなように、イスラエルが中東及び南アジア地域から執行理事会入りする可能性は非常に低いと言ってよい。

被査察国側の権利・義務の法的解釈、位置確認のためのGPS使用問題等、OSIで最も機微な論点を実際に運用する観点から検証する職務。) ポストを歴代保持しており、条約および議定書のOSI関連事項に対して非常によく研究していることで知られる。

38 Steinberg, Gerald M “Israel and the United States: Can the special relationship survive the new strategic environment?” Middle East Review of International Affairs Volume 2 No.4. November 1998.を参照。<<http://meria.idc.ac.il/journal/1998/issue4/jv2n4a7.html>>

39 堀江訓「包括的核実験禁止条約（CTBT）の現状と展望」『軍縮・不拡散シリーズ』No.9、2000年11月、6頁参照。

OSIが公正に実施できるよう運用手引書を整備すること、そして執行理事会が科学的な検証結果を踏まえて政治的な判断を下せるよう、合理的な事象分析能力・判断手法を確立することが、最終的に同国の批准を促すための必須条件となるだろう。

(4) 第3ステージ・パラレル2：インド・パキスタンへのアプローチ

最後に、条約未署名・未批准国のインド、パキスタン両国へのアプローチについて検討したい。結論から言えば、両国の署名・批准は2国同時の形以外で実現する可能性は、非常に低いと思われる。インドにとっては、南アジア地域の大国の面子が守られること、そしてパキスタンとの領土紛争に対して和平合意を成立させることが、同国にとっての主要課題であることを踏まえねばならない。また、南アジア地域において経済力・軍事力ともにインドを凌駕する中国が、1964年の最初の核実験以来、インドの国家安全保障上の、そして同国の威信への大きな脅威となっていることも勘案する必要がある⁴⁰。

98年5月に、インドは2度に渡る地下核実験の敢行を以て、改めてNPTの不平等性に挑戦すると同時に、5核兵器国による核軍縮努力の遅滞と、NPT無期限延長に付け入る形で、NPTそのものの屋台骨を揺るがす強いインパクトを与えた。この背景としては、バジパイ政権の成立以来、国家の存続のためには核兵器の保有も辞さない旨を政策綱領に掲げて、その盤石とは言い難い政権を維持してきたこと、そして98年4月に隣国パキスタンが核弾頭を搭載する能力のある、中距離ミサイル「ガウリ」の開発に成功したことが、インドが核実験実施に踏み切った要因の一つとして考えられる。

インドについて地域の安全保障の観点で見れば、領土問題を巡って紛争状態にあるパキスタンは別としても、その最大の仮想敵国である中国とは、保有する核弾頭数でも彼我の格差が非常に大きい。インドには第二撃能力が不足していることもあり、中国との間で相互確証破壊（MAD）関係を成立させるには依然相当な無理がある。

インドが98年に発表した核ドクトリン⁴¹によれば、同国は「先制不使用」と「最大限の報復」の2つの方針を唱えている。中国との関係上、前者は将来的な信頼醸成にも結びつき得る内容であるが、後者は同国の第二撃能力の強化をダイレクトに示唆しており、これは中国がインドに対して持つ、「核の優位性」の差を縮めんとする意思の現れとも考えられよう。また、核ドクトリンの中でインドが標榜する「最低限の抑止力」という発想は、状況如何で地域の緊張を否が応でも高める因子となり得る。これらのケースを総合すると、インドに対して中国との緊張緩和や信頼醸成といった面で働きかけを行う第三国の存在が自ずと重要となってくる。そしてインドと中国の間を仲介できる国は、現時点においては米国を含む数力国に限定されるのである

40 Basrur, Rajesh M “Nuclear India at Crossroads” Arms Control Today. September 2003. <http://www.armscontrol.org/act/2003_09/Basrur.asp>を参照。

41 <http://www.indianembassy.org/policy/CTBT/nuclear_doctrine_aug_17_1999.html>を参照。

う。

他方パキスタンは、インドとの関係において核抑止力を保持する必要があるとしており、インドが核開発を放棄すれば、自国もそれにならうとのスタンスを示している。即ちこの点を鑑みれば、インド・パキスタンの2国間関係ではインドが動けばパキスタンも動くと考えて良く、更にインドのCTBT署名・批准については、中国がインドに先立って批准していることが最低限の前提条件となると考えられる。尚、パキスタンについては、イランや北朝鮮への濃縮技術の拡散疑惑が問題となって以来、米国によるイラク攻撃後の国際情勢も影響してか、不拡散政策を巡る同国の反応にも微妙な変化が生じている。場合によっては、米国及び国際社会からの圧力により、インドに先だってCTBT批准に踏み切ることも、一つの可能性としては有り得る。

しかし、基本的にインド・パキスタンのCTBT批准を考えるにあたっては、両国間の安全保障対話のラインに二国同時の署名・批准をペアで乗せる方法論が、最も確実性が高いと思われる。

インド・パキスタン両国の安全保障対話仲介のアプローチという点に関しては、英・仏・露・中各国が対話へアウトリーチを試みたものの果たせず、結果的に2002年6月に米国がシャトル外交の展開によって、インド・パキスタン間の緊張状態を沈静化へと導いた経緯もある⁴²。CTBTの批准問題を巡っても、条約発効の要として多大な影響力を持つ米国が直接仲介に踏み込むアプローチこそ、過去の経緯に鑑みても最も効果的であり、かつ望ましいと思われる。

インドとパキスタンのCTBT批准について考える際に、NPTを巡る両国のスタンスを勘案することも必要である。インドとパキスタンを巡って、NPTレジームが直面している問題⁴³に配慮して両国の保有する核兵器については具体的な言及を避けるとともに、まずは両国に今後の核実験を放棄させる方向で働きかけることが肝要かと思われる。そのためアウトリーチを行う際には、CTBTはNPTと異なり、核保有国と非核兵器国が対等の立場で参加していること、そしてCTBTはあくまでも核実験を禁止していることに焦点を当てるべきである。

4. まとめと提言

ここまでCTBTの批准のロードマップに至る3つのステージを考察した結果、その影響力という点で米国がCTBTに回帰しない場合、一般的に見て他の発効要件国が批准に踏み切るのは難しいということが一層明確になったと言えよう。

このように米国が批准することにより、他の発効要件国の大半も早期に批准に応ずることが

42 平成15年度防衛白書(HP) <<http://www.jda.go.jp/j/library/wp/15/2003/html/15114200.html>>を参照。

43 NPTレジーム下では核兵器国は1967年1月1日前に「核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」として、米露英仏中5カ国以上に核兵器国を増やさないよう定義されている。NPTの国際公共財としての普遍性を維持する観点から、未加盟ではあってもインドとパキスタンを核兵器国と認めることはできない。

できると考えられる一方で、ロードマップの第3ステージの国々、即ちイスラエルとエジプト、インドとパキスタンの4カ国については、地域情勢の安定化に向けて、直接・間接に米国による仲介努力が必要であることも明らかになった。これらの前提に基づいて、今後米国に対して如何にCTBTへの回帰へとアウトリーチ活動を働きかけるべきか、以下に具体的提言を試みたい。

米国にとってCTBTを批准できない理由は、前述したように OSIを現実に受け入れる立場に立った場合の「目隠し」の問題、執行理事会での最終意思決定過程の問題、ストックパイルの品質保証と、近い将来の新たな核開発の障害となりうる要素の排除という3点である。このうち については、そもそも「目隠し」については管理されたアクセス、或いは査察官がOSIの現場において知り得た情報に守秘義務⁴⁴を掛けることにより、解決を図るべき問題だと位置付ける必要がある。つまり、本件 については、OSI運用手引書及びOSI査察官と機関との契約内容の策定においてフォローすべき課題である。

の執行理事会での最終意思決定過程における問題は、OSIのみならず、執行理事会の権限に関わる問題の大半に影響することが予想されるが、現状では条約上の規定の見直し⁴⁵は、条約自体が発効するまで待つ以外方法が無い。本件は、将来理事会入りするであろう発展途上国において、一定水準以上のデータの分析・判断（Event Screening）能力が必ずしも備わっていない点からも、深く憂慮される問題である。そこで、最もクリティカルなOSIの発動と、OSIの最終判断の局面に対してのみではあるが、一つの打開策として「地域解析サポートセンター⁴⁶」を提案したい。「地域解析サポートセンター」とは、条約の付属書 で記された6地域それぞれに設けられ、NDCの活動を支援するIDCの負担を軽減するとともに、NDCの解析能力を高め、各国のNDCが技術的基盤に裏打ちされた分析・判断能力を備えることを可能にさせる、地域毎の事象解析支援システムである。

44 機微な情報を如何に管理するかについて、条約CTBTには具体的な規定は存在しない。取り分け、条約発効後にはOSIで被査察国の機微なサイトへ立ち入っていくことが当然想定されるため、機密情報管理規定（Confidential Information Management Procedures）の策定は急務である。尚、査察官及び機関（Organization）での機密情報管理については、IAEAの包括的保障措置（INFCIRC/153）及び追加議定書（INFCIRC/540）という優れた先例がある。査察における管理されたアクセスの問題については、IAEAでは最終的に査察官と機関との間で取り交わされた契約（罰則規定）により、機密情報の漏洩対策とせざるを得なかった。2003年9月時点で37カ国のみがIAEAとの間に追加議定書を締結している。

45 条約及びその付属書に対する改正手続きについては、条約CTBT第12条の規定を参照。尚、本規定は条約発効後のみ適用が可能となる。

46 これまでもIDCの負担低減の目的から、各地域毎に優れた解析能力を持ちIDCのハブとなる国を募り、「地域データセンター（Regional Data Centre）」を設けてはとの意見が暫定技術事務局から提案されたこともあった。しかし、本論文で提案する「地域解析サポートセンター」は、単にIDCの負担低減のハブというだけでなく、途上国への技術支援を通じて各国NDCの人材育成にも貢献し、最終的に科学的見地として、日本と同じ解析判断が共有できる水準まで地域内NDCの能力を高めることを目的とする点において、「地域データセンター」とは完全に性質が異なる。

日本はCTBT黎明期から地震学的監視技術の分野で一目置かれた存在である。日本がこのアドバンテージを活かし、地震学的監視・分析能力が未発達な開発途上国を、グローバル地震観測研修⁴⁷等の機会を用いて技術的に支援し、開発途上国のNDCにおいて自律的な分析・判断を行えるよう導くことは、CTBTのアウトリーチとしても非常に大きな意義がある。

「地域解析サポートセンター」では、東南アジア、太平洋及び極東地域の各国NDCと、日本のCTBT国内運用体制事務局⁴⁸が緊密な連絡を取り、互いに条約違反の疑いがある事象に対して、各国が信頼できる精度にて適時に解析を行う。そして、将来的には地震波の解析のみならず、微気圧振動の解析、更に核爆発実験の有無を最終的に判定する放射性核種分析についてもサポートをする。これによって、将来日本近郊の地域から執行理事会入りする国が、日本の分析能力と同等の水準で、白は白、黒は黒としてOSIの発動と査察結果を判断できるよう支援するのである。

この「地域解析サポートセンター」が将来的に多くの地域で有効に作用すれば、執行理事会を構成する51カ国中30カ国以上(条約第4条46項)が科学的見地からの判断材料を持った上で、政治的決断に臨めることになる。そして、場合によってはOSIの履行と最終判断における政治的な駆け引きにおいて、米国が危惧する事態を回避できる可能性も大きく高まる。また日本としても「地域解析サポートセンター」の提案国として、CTBTのみならずNPTレジームにおけるプレゼンスを高めることに繋がるであろう。

については米国国家安全保障の問題であり、米国上院のほぼ過半数がブッシュ政権の政策方針を支持しているために、現政権下ではアウトリーチが及ぶ範囲が極めて少ないと言わざるを得ない。しかし、CTBTの死文化によって生じる核実験ドミノ現象の危険性や、NPTレジーム存続の危機といった観点から、例えば米国上院の外交委員会の有力な議員に対して、日本をはじめ、CTBTの重要性を認識している各批准国が波状的に条約批准への働きかけを行うなど、今後もあらゆる側面から外圧を掛けてゆくことが必要であろう。

いずれにせよ、米国が核実験のモラトリアムを撤回してしまってからでは全てが手遅れになるということに関係国全体が認識し、CTBTのモメンタムを失墜させることなく、働きかけを一層強めてゆくことが重要である。

47 外務省(HP)「軍縮・安全保障 国際監視制度への取り組み - 平成14年3月」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/kokusai.html>>を参照。

48 2002年11月、(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター内に発足した。